

参考事例についてグループワーク・意見交流

- ◆深く考えこまずに、印象でパッと頭にうかぶことを教えてください。
- ◆民生委員さん、近隣ケアさん、自治会の方、ボランティアハウスさんなど
⇒事例①息子さん②お嫁さん③ご友人の息子さん の立場で考えてください。
- ◆ケアマネジャーさん、介護サービス事業者の方など
⇒担当ケアマネジャー の立場で考えてください。

参考事例①父の生活や介護のため、定期預金を解約したいのですが・・・

参考事例②義母の生活や介護のため、お金も、義姉たちの協力も必要なのですが・・・

(問1) もし、自分だったら、どうしますか?

息子さん・お嫁さんの立場で

- ◆よくわからないので専門の人に相談するしかない。
- ◆銀行にでも行って聞いてみたい。
- ◆(事例①) 本人が元気なうちに、定期預金を解約して全額普通預金に入れておいてもらい、それをカードでおろして介護サービス利用料を支払えるようにしておけば良いと思う。
- ◆(事例②) 田舎は平和な場合もある。娘さんらには嫁ぐときにちゃんと持たせて出しているから、こういった場合にもお互いに協力できることはするし、でも基本は本家(ほんや)が中心になってやっていく。(※)

ケアマネジャーの立場で

- ◆利用者さんの預金通帳を見ることは、ほとんど無い。
- ◆(事例①) 本人の意向で有料老人ホームへの入所を判断できるので、成年後見には結びつけることができないのではないかな。
- ◆(事例①) 息子さんに金銭管理を任せていて良いのか、何らかの具体的なトラブルがないと判断できない。息子さんの生活ぶりが急にすごく変わる(服装が派手になる、高級車を買った、など)ようなことがあれば、大丈夫かな、とも思うだろうが。
- ◆ケアマネや介護サービス事業所、施設の立場からすれば、それなりに生活が回っている普段の状況では、特に利用者の経済状況はわからないし、聞くこともない。例えば利用料が滞納するなど、何らかのトラブルが起こったときにはじめて分かる場合が多い。

(問2) 「成年後見が必要だ」と思ったとしても、ちゅうちょすることは何ですか?

息子さん・お嫁さんの立場で

- ◆金銭的な問題。手続きにいくらお金がかかるのか。
- ◆財産がいっぱいあれば良いが・・・。

ケアマネジャーの立場で

- ◆利用者さんの年金や資産がどれくらいあるのか、わからない(聞いていない)場合も多い。人の財産のことを言うのは難しい。
- ◆事前に、どの段階で話し合えば良いのかわからない。
- ◆相談先はどこか? やっぱり市や包括? リーガルサポート?

(問3) 似たようなケースを聞いたことがありますか?

- ◆話としてはある。兄弟が多いほうがいろいろと難しい。

(問4) 質問など、ご自由に

- ◆(質問) 第三者後見人には報酬があるが、家族が後見人等になる場合も報酬があるか?

発表時に出た意見、講師（司法書士）のアドバイスなど
◆（事例①）（栗山司法書士から）これは実は明白。銀行から「成年後見人をつけてください」と言われる。そうしないと定期を解約できない。こういったケースは実際にある。
◆（事例②）（栗山司法書士から）この場合、後見人等をつけなければ、遺産分割の協議もできない。こういったケースも実際にある。ただ、型にはめず、家族・親族間でのフジィな対応（上記※のような）も大事だと思う。
◆（栗山司法書士）家族が後見人になる場合、裁判所に請求すれば報酬がつくこともあるが請求される例はあまりない。
◆（地域包括）相談先については、高齢者に関することで、特に支援困難ケースの場合は、地域包括とケアマネ、市各担当課、リーガルサポートの司法書士など関係機関で地域ケア会議を行い、方針を話し合う場合もある。ただ、ご家族が直接司法書士や弁護士に相談されても良いと思う。ケアマネさんは地域包括に相談しても良いと思う。

参考事例③身寄りのない人にご友人が関わっているのですが、このままで良いのか・・・
（問1）もし、自分だったら、どうしますか？
友人の息子さんの立場で
◆お金のことで介入するのは難しい。
◆近所の人の手助けは必要。
ケアマネジャーの立場で
◆普段助けてくれるのはありがたいが、このまま頼ってしまって良いのか？
◆本当に身寄りがないのか？市、包括、民生委員さんらと協力したい。
（問2）「成年後見が必要だ」と思ったとしても、ちゅうちょすることは何ですか？
友人の息子さんの立場で
◆後見人等に支払う報酬が心配。
ケアマネジャーの立場で
◆そもそも成年後見を提案しても良いのか。
◆もし成年後見などの提案をして、本人との友人関係が悪化しても困る。「それなら僕はもう用無しだね」となっても困る。
◆後見人等に支払う報酬が心配。
（問3）似たようなケースを聞いたことがありますか？
◆ケアマネとして、本当に似たようなケースを担当していた。
（問4）質問など、ご自由に
◆（質問）お金や財産がない人は、成年後見人はつけないほうが良いのか？
◆（質問）身寄りがなくて申立人がいない場合は誰が申立人になるのか？

◆発表時に出た意見、講師（司法書士）のアドバイスなど
◆（栗山司法書士）こういったケースは本当にむずかしい。答えはない。
◆（栗山司法書士）本来はお金の多寡にかかわらず、支援が必要な人に結びつける制度（地域包括）各務原市にも「 成年後見制度利用支援事業 」がある。
【※参考：各務原市公式ホームページ ホーム→くらしの情報→高齢者福祉→その他支援事業等→成年後見制度利用の支援】
◆（栗山司法書士）申立人がいない場合は、市町村長が申立人になることができる。 （地域包括）各務原市でも、市長申立の事例も増えてきた。 （小島司法書士）状況によっては本人申立も可能。本人がどうしたいと考えているか、本人の意思が一番重要。後見類型でも本人申立のケースも実際にある。